

青少年健全育成条例

(昭和三十五年三月三十一日 宮城県条例第十三号)

改正	昭和三十七年十二月二十二日	条例第四十号
	昭和三十九年七月十七日	条例第五十五号
	昭和四十二年三月二十二日	条例第九号
	昭和四十七年十二月二十三日	条例第三十三号
	昭和五十二年七月二十九日	条例第二十七号
	昭和五十九年十二月二十五日	条例第三十一号
	昭和六十年七月十日	条例第十七号
	昭和六十年十二月二十五日	条例第三十号
	昭和六十三年七月十九日	条例第二十四号
	平成四年三月二十七日	条例第八号
	平成五年十月十五日	条例第二十九号
	平成七年十月十二日	条例第四十二号
	平成八年三月二十八日	条例第九号
	平成十一年三月十二日	条例第十八号
	平成十二年三月二十八日	条例第四十六号
	平成十二年三月二十八日	条例第四十七号
	平成十二年十二月二十日	条例第二百二十九号
	平成十三年三月二十三日	条例第十六号
	平成十三年十二月二十五日	条例第七十一号
	平成十七年三月二十五日	条例第五十号
	平成十八年七月十二日	条例第六十五号
	平成十九年十月十九日	条例第七十一号
	平成二十二年三月二十四日	条例第二十二号
	平成二十七年三月二十五日	条例第二十三号(未施行)

(アンダーライン箇所は、平成27年10月1日から施行)

青少年健全育成条例をここに公布する。

青少年健全育成条例（旧：青少年保護条例）

目次

第一章 総則（第一条～第八条）

第二章 青少年の健全な育成に関する施策（第九条～第十三条）

第三章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備（第十四条～第二十八条）

第四章 青少年の健全な育成を阻害する行為の規制（第二十九条～第三十六条）

第五章 雑則（第三十七条～第四十条）

第六章 罰則（第四十一条～第四十三条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び県等の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めてこれを総合的かつ計画的に推進し、あわせて青少年の健全な育成を阻害し、又は非行を誘発するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(条例の解釈適用)

第二条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、いやしくも拡張して解釈し、国民の自由と権利を不当に制限することがあってはならない。

(基本理念)

第三条 青少年は、心身ともに健やかに成長する権利を有することにかんがみ、家庭、学校、職場、地域社会その他あらゆる生活の場において尊重されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、青少年の健全な育成を支援する社会環境の形成に努めるとともに、青少年の健全な育成を阻害する社会環境から青少年を保護するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

(保護者の責務)

第七条 保護者は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、健康で明るい環境において青少年を保護監督し、及び教育するように努めなければならない。

(青少年の責務)

第八条 青少年は、社会の一員であることを自覚し、自主性と責任感を持ち、自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲を持ち、健全な社会人として成長するように努めなければならない。

第二章 青少年の健全な育成に関する施策

(施策の基本)

第九条 青少年の健全な育成に関する施策の実施は、青少年、県民、事業者、保護者等による青少年の健全な育成に関する自主的な活動を促進することを基本とし、行政のすべての分野において、積極的かつ効果的に行われなければならない。

(施策の大綱)

第十条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- 一 青少年の社会的自立の支援
- 二 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の支援
- 三 青少年の健全な育成を目的とする団体への支援
- 四 青少年の健全な育成に携わる指導者の養成
- 五 健康で明るい家庭づくりの推進
- 六 青少年の活動の場としての施設の整備及びその利用の促進
- 七 青少年の健全な育成を阻害する社会環境の浄化その他青少年を取り巻く社会環境の整備
- 八 青少年の非行の防止に関する活動の推進
- 九 青少年の健全な育成に関する情報の提供及び相談
- 十 青少年の健全な育成に関する調査研究

(基本計画の策定)

第十一条 知事は、前条各号に掲げる事項に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、宮城県青少年問題協議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村、民間団体等との協力体制の整備)

第十二条 県は、青少年の健全な育成に関する施策が市町村、青少年の健全な育成を目的とする団体その他の関係者との密接な連携の下に実施されるようこれらの者との協力の強化に必要な体制を整備するものとする。

(施策の公表)

第十三条 県は、毎年度、青少年及び青少年を取り巻く社会環境の状況並びに青少年の健全な育成に関して講じた施策の内容を公表するものとする。

第三章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備

(定義)

第十四条 この章から第六章までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 六歳以上十八歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- 二 興行 映画、演劇、演芸又は見せ物をいう。
- 三 興行者 興行を主催する者又は興行場を経営する者をいう。
- 四 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム又は映像等記録媒体（録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをい

う。以下同じ。)をいう。

五 図書類取扱業者 図書類の販売若しくは貸付けを業とする者又は図書類の販売若しくは貸付けの管理を業とする者をいう。

六 特定がん具類 性的感情を刺激するがん具その他の物品(図書類を除く。)又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に規定する刀剣類を除く。)その他の器具をいう。

七 特定がん具類取扱業者 特定がん具類の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定がん具類の販売若しくは貸付けの管理を業とする者をいう。

八 自動販売機等 物品の販売又は貸付けをするための機器であつて、物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面することがない状態(物品の販売又は貸付けに従事する者が電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して客と対面する状態を含む。)で、当該機器に収納された物品の販売又は貸付けをすることができるものをいう。

九 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監督保護するものをいう。

(興行等に係る自主規制)

第十五条 興行者又は図書類取扱業者は、興行又は図書類の内容が性的感情を刺激し、残忍性を有し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、青少年に当該興行を観覧させ、又は当該図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させないように自主的に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 特定がん具類取扱業者は、特定がん具類が形状、構造又は機能からみて次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、青少年に当該特定がん具類を販売し、頒布し、又は貸し付けないように自主的に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

一 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

二 青少年の非行を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

三 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(インターネットの利用に係る保護者の責務)

第十五条の二 保護者(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第二条第二項に規定する保護者をいう。以下この章において同じ。)は、インターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害を認識し、その保護する青少年に対し、インターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、当該青少年のインターネットの利用に当たっては、その利用状況を適切に把握し、当該青少年とともに遵守すべき事項を定める等インターネットの適切な利用の確保に努めなければならない。

(インターネット上の情報に係る自主規制等)

第十六条 何人も、青少年有害情報(青少年インターネット環境整備法第二条第三項に規

定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を一般の利用に供する者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年インターネット環境整備法第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように自主的に必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）に関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の確認義務等）

第十六条の二 次に掲げる者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）を提供する契約（以下「携帯電話インターネット接続契約」という。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理（以下「媒介等」という。）をするに当たっては、当該携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）の使用者が青少年であるかどうか確認しなければならない。

- 一 青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」という。）
- 二 携帯電話インターネット接続契約の締結の媒介等を業として行う者（以下「媒介等事業者」という。）

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年を相手方とする携帯電話インターネット接続契約（当該青少年の保護者が青少年インターネット環境整備法第十七条第一項ただし書の申出をして当該契約の内容を変更するものを含む。以下この項において同じ。）又は青少年の保護者を相手方とし当該青少年を携帯電話端末等の使用者とする携帯電話インターネット接続契約の締結又はその媒介等をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他規則で定める事項について説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。

3 前項の場合において、当該携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末等が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける方法以外の方法によりインターネットに接続する機能を有するものであるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該青少年又はその保護者に対し、同項に規定する事項のほか、携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける方法以外の方法によりインターネットに接続するこ

とにより青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他規則で定める事項について説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。

- 4 前二項に該当する場合を除くほか、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける方法のみによりインターネットに接続する機能を有する携帯電話端末等を使用して携帯電話インターネット接続役務の提供を受けている青少年又はその保護者に対して当該携帯電話端末等に換えて使用する携帯電話端末等であつて当該方法以外の方法によりインターネットに接続する機能を有するもの（青少年により使用されるものに限る。）を販売する契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、当該青少年又はその保護者に対し、前項に規定する事項について説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。

（フィルタリングサービスを利用しない旨の申出書面の提出等）

第十六条の三 保護者は、その保護する青少年が携帯電話インターネット接続契約の当事者となる場合又はその保護する青少年を携帯電話端末等の使用者とする携帯電話インターネット接続契約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第十七条第一項ただし書の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由として規則で定めるものその他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者に提出しなければならない。

- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の書面の提出を受け青少年有害情報フィルタリングサービスの提供を伴わない携帯電話インターネット接続契約を締結した場合においては、当該契約を締結した日から当該契約が終了する日又は当該契約に係る携帯電話端末等を使用する青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、同項の書面若しくはその写し又は当該書面に記載された事項のうち同項に規定する記載事項が記載され、若しくは記録された書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を保存しなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等）

第十六条の四 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が第十六条の二若しくは前条第二項の規定に違反していると認めるとき又は媒介等事業者が第十六条の二の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者又は媒介等事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

（有害興行の指定等）

第十七条 知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認

めるときは、当該興行を有害な興行として指定することができる。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第三号に規定する営業に係る興行場において行われる興行については、この限りでない。

- 2 前項の規定による指定は、当該興行の興行者に対する通知により行う。
- 3 知事は、前項の規定による通知をしたときは、告示しなければならない。
- 4 興行者は、第一項の規定により指定された興行（以下「有害興行」という。）を青少年に観覧させてはならない。
- 5 興行者は、有害興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に有害興行の指定のあった旨及び青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなければならない。
- 6 知事は、有害興行が第一項に該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。
- 7 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。
- 8 何人も、青少年に有害興行を観覧させないように努めなければならない。

（有害図書類の指定等）

第十八条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を有害な図書類として指定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書類とする。
 - 一 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）がその総ページの五分の一以上を占めるもの
 - 二 映像等記録媒体（音声のみが記録されているものを除く。）であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為の場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して三分を超えるもの（映像は連続しないが、音声が続く等実質的に描写が連続する場合において、当該描写の時間（当該描写に係る映像及び音声のいずれもない時間を除く。）が三分を超えるものを含む。）
 - 三 映像等記録媒体の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不相当としたもの
- 3 図書類取扱業者は、第一項の規定により指定された図書類及び前項各号の規定に該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。
- 4 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列しようとするときは、規則で定めるところにより、有害図書類の陳列場所を他の図書類の陳列場所と区分し、有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に有害図書類である旨の表示をしなければならない。
- 5 知事は、図書類取扱業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該図書類取扱業者に対し、期間を定めて、有害図書類の陳列場所を他の図書類の陳列場所と区分し、又は有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に有害図書類である旨の表示をすべきことを命ずることができる。

- 6 知事は、有害図書類が第一項に該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。
- 7 第一項の規定による指定及び前項の規定の取消しは、告示により行う。
- 8 何人も、青少年に有害図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないように努めなければならない。

(有害特定がん具類の指定等)

第十九条 知事は、特定がん具類が形状、構造又は機能からみて次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定がん具類を青少年に有害な特定がん具類として指定することができる。

- 一 著しく人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
 - 二 著しく青少年の非行を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - 三 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、特定がん具類で次の各号のいずれかに該当するものは、青少年に有害な特定がん具類とする。
- 一 下着の形状をしたがん具
 - 二 使用済みの下着である旨が表示され、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている物品
 - 三 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であって、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- 3 特定がん具類取扱業者は、第一項の規定により指定された特定がん具類及び前項各号のいずれかに該当する特定がん具類（以下「有害特定がん具類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。
- 4 知事は、有害特定がん具類が第一項に該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。
- 5 第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の取消しは、告示により行う。
- 6 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、青少年に有害特定がん具類を所持させないように努めなければならない。

(広告物の掲示の制限)

第二十条 何人も、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認められる看板、ポスターその他の広告物を掲示してはならない。

- 2 知事は、屋外又は屋内に掲示された広告物の内容が前項に該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、期間を定めて、当該広告物の内容の変更又は撤去を命ずることができる。

(第十七条から前条までの適用)

第二十一条 第十七条から前条までの規定は、善良の風俗に反するものについてのみ適用するものとする。

(図書類自動販売機等の設置等の届出)

第二十二条 図書類の販売又は貸付けのための自動販売機等（以下「図書類自動販売機等」

という。)を用いて業を行う図書類取扱業者(以下「図書類自動販売機等による図書類取扱業者」という。)は、図書類自動販売機等を設置しようとするときは、その日の十五日前までに、当該図書類自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 二 第二十四条第一項に規定する図書類自動販売機等管理者の住所及び氏名
- 三 図書類自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 四 図書類自動販売機等の設置予定年月日
- 五 販売又は貸付けの開始予定年月日

- 2 前項の規定による届出をした者は、届出をした事項に変更があったとき、又はその届出に係る図書類自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があった日又は廃止した日から十五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(図書類自動販売機等の届出済証のはり付け)

第二十三条 前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る図書類自動販売機等の表面の見やすい箇所に、知事が交付する届出済証をはり付けなければならない。

- 2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難となったときは、知事に届出済証の再交付を申請しなければならない。

(図書類自動販売機等管理者の設置)

第二十四条 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、その設置する図書類自動販売機等ごとに、次条第二項の規定による有害図書類の撤去その他当該図書類自動販売機等を適正に管理するための措置を自ら直ちにとることができない場合において、自己に代わってその措置をとることができる者を図書類自動販売機等管理者として置かなければならない。

- 2 前項の図書類自動販売機等管理者は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。
 - 一 満二十歳以上であること。
 - 二 その管理する図書類自動販売機等が設置されている市町村の区域内に居住していること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める要件

(図書類自動販売機等による販売等の制限)

第二十五条 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、有害図書類を図書類自動販売機等に収納してはならない。

- 2 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、図書類自動販売機等に収納した図書類が第十八条第一項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書類を図書類自動販売機等から撤去しなければならない。
- 3 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね二百メートル以内の区域においては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を図書類自動販売機等に収納しないように努めなければならない。
 - 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)
 - 二 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館

- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設
 - 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）
 - 五 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二条第一項第一号に規定する都市公園（児童の遊戯に適する施設として少なくとも、広場のほか、ぶらんこ、すべり台又は砂場のいずれかが設けられているものに限る。）
 - 六 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条第一項に規定する公民館
 - 七 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する文部科学大臣又は教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの
 - 八 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの
- 4 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、当該図書類自動販売機等の表面の見やすい箇所に氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）その他規則で定める事項を明確に表示するように努めなければならない。

（図書類自動販売機等による営業の停止）

第二十六条 知事は、図書類自動販売機等による図書類取扱業者又はその代理人、使用人その他の従業員が、当該図書類自動販売機等による販売又は貸付けをする営業に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書類自動販売機等による図書類取扱業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該図書類自動販売機等による営業の停止を命ずることができる。

- 一 第二十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第二十三条の規定に違反して、知事の交付する届出済証をはり付けなかったとき。
- 三 前条第一項の規定に違反して、有害図書類を図書類自動販売機等に収納したとき。
- 四 前条第二項の規定に違反して、有害図書類を直ちに撤去しなかつたとき。

（準用）

第二十七条 第二十二条から前条までの規定は、特定がん具類の販売又は貸付けのための自動販売機等（以下「特定がん具類自動販売機等」という。）を用いて業を行う特定がん具類取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定中「図書類」とあるのは「特定がん具類」と、「図書類自動販売機等」とあるのは「特定がん具類自動販売機等」と、「図書類自動販売機等管理者」とあるのは「特定がん具類自動販売機等管理者」と、「図書類取扱業者」とあるのは「特定がん具類取扱業者」と、「有害図書類」とあるのは「有害特定がん具類」と、第二十五条第二項中「第十八条第一項」とあるのは「第十九条第一項」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第二十八条 第二十二条及び第二十四条から第二十六条まで（前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業に係る営業所（同項第八号の営業に係るものを除く。）、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所又は同条第九項に規定

する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所（以下「青少年立入禁止場所」という。）に
図書類自動販売機等又は特定がん具類自動販売機等を設置する場合については、適用し
ない。

第四章 青少年の健全な育成を阻害する行為の規制

（金銭貸付け等の禁止）

第二十九条 質屋（質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定す
る質屋をいう。以下同じ。）は、青少年から物品（有価証券を含む。以下同じ。）を質に
取って金銭を貸し付けてはならない。

2 古物商（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第三項に規定する古物商を
いう。以下同じ。）は、その営業に関し、青少年から物品を買い受け、若しくは物品の
売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換をしてはならない。

3 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業
者をいう。以下同じ。）は、青少年に対し、金銭を貸し付け、又は金銭の借入れの媒介
（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方
法によってする金銭の受入れの媒介を含む。）をしてはならない。

4 前三項の規定は、当該青少年が保護者（親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設
の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監督保護するものをいう。以下同じ。）
の委託を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があるときは、適用
しない。

（興行場等への深夜入場の禁止）

第三十条 興行場又は次に掲げる営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等
に関する法律第二条に規定する風俗営業等に該当する営業以外のものに係る営業所（以下
「遊技場」という。）を営む者は、保護者が同伴する場合を除き、午後十一時から翌日
の午前四時までの間、その営業に係る興行場又は遊技場に青少年を入場させてはなら
ない。

一 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱さ
せる営業

二 硬貨又はメダルを投入することによって作動する遊技機を設置して、客に遊技をさ
せる営業

三 設備を設けて、客にボーリング、玉突き又はダーツを行わせる営業

四 端末設備を設置して、客にその利用をさせる営業

五 設備を設けて、客に図書類を貸与し、閲覧させ、又は観覧させる営業

2 興行場又は遊技場を営む者は、前項に規定する時間中にこれらの営業を営む場合には、
入場しようとする者の見やすい箇所に、同項に規定する時間中における青少年の入場を
禁ずる旨の表示をしなければならない。

3 知事は、興行場又は遊技場を営む者が前項の規定に違反していると認めるときは、当
該者に対し、期間を定めて、入場しようとする者の見やすい箇所に、第一項に規定する
時間中における青少年の入場を禁ずる旨の表示をすべきことを命ずることができる。

（みだらな性行為又はわいせつな行為の禁止）

第三十一条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第三十二条 何人も、医療行為その他正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為の周旋をしてはならない。

(場所の提供等の禁止)

第三十三条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

一 みだらな性行為又はわいせつな行為

二 と博

三 大麻、麻薬又は覚せい剤の使用

四 トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料の不健全な使用

五 喫煙又は飲酒

六 入れ墨を施す行為

(青少年立入禁止場所等への同伴の禁止)

第三十四条 何人も、青少年立入禁止場所に青少年を同伴してはならない。

2 何人も、青少年を午後十時から翌日の日出時（十六歳未満の青少年にあつては、午後六時から翌日の日出時）までの間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する営業に係る営業所に同伴してはならない。

(喫煙及び飲酒の禁止)

第三十五条 何人も、青少年に対し、喫煙若しくは飲酒の行為をすすめてはならない。

(深夜外出の制限)

第三十六条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、午後十一時から午前四時までの間青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受けないで、又は同意を得ないで前項に規定する時間中に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

第五章 雑則

(審議会への諮問)

第三十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、宮城県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。ただし、第一号、第二号又は第四号に掲げる場合で緊急を要すると認めるときは、この限りではない。

一 第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項の規定による指定をしようとするとき。

二 第十七条第六項、第十八条第六項又は第十九条第四項の規定による指定の取消しをしようとするとき。

三 第十八条第二項若しくは第四項又は第二十五条第三項第八号（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により規則を定めようとするとき。

四 第二十条第二項の規定による命令をしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定による措置については、次の会議においてこれを審議会に報告するものとする。

(指定等の要請)

第三十八条 何人も、第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による指定又は第二十条第二項の規定による命令をすることが適当であると認めるときは、知事に対してその旨を要請することができる。

(立入調査等)

第三十九条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する職員に、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

一 興行場、広告物の掲示場所、図書類自動販売機等若しくは特定がん具類自動販売機等の設置場所、遊技場又は風俗営業等を行う場所

二 次に掲げる者の事務所又は営業所

イ 興行者

ロ 図書類取扱業者

ハ 特定がん具類取扱業者

ニ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

ホ 広告物の広告主又は管理者

ヘ 質屋、古物商又は貸金業者

ト 遊技場を営む者

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯して関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査等は、必要最小限度において行うものとし、関係者の正常な業務を妨げてはならない。

(規則への委任)

第四十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

(罰則)

第四十一条 第三十一条第一項の規定に違反して、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による知事の命令に違反した者

二 第三十二条の規定に違反して、青少年に対し入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為の周旋をした者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第三十一条第二項の規定に違反して、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつ

な行為を教え、又は見せた者

- 二 第三十三条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又はその周旋をした者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。
- 一 第十七条第四項の規定に違反して、有害興行を青少年に観覧させた者
 - 二 第十八条第三項の規定に違反して、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させた者
 - 三 第十九条第三項の規定に違反して、有害特定がん具類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けた者
 - 四 第二十条第二項の規定による知事の命令に違反した者
 - 五 第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有害図書類又は有害特定がん具類を図書類自動販売機等又は特定がん具類自動販売機等に収納した者
 - 六 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有害図書類又は有害特定がん具類を直ちに撤去しなかった者
 - 七 第三十条第一項の規定に違反して、同項に規定する時間中に興行場又は遊技場に青少年を入場させた者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。
- 一 第十七条第五項の規定に違反して、有害興行の指定のあった旨又は青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなかった者
 - 二 第十八条第五項の規定による命令に従わなかった者
 - 三 第二十二条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 四 第二十三条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、知事の交付する届出済証をはり付けなかった者
 - 五 第二十九条第一項の規定に違反して、青少年から物品を質に取って金銭を貸し付けた者
 - 六 第二十九条第二項の規定に違反して、青少年から物品を買い受け、若しくは売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換をした者
 - 七 第二十九条第三項の規定に違反して、青少年に対して、金銭を貸し付け、又は金銭の借入れの媒介をした者
 - 八 第三十条第三項の規定による命令に従わなかった者
 - 九 第三十六条第二項の規定に違反して、青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者
 - 十 第三十九条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 6 第三十一条又は第三十二条に掲げる行為をした者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項から第三項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。

（両罰規定）

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が当該法

人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても同条の罰金又は科料の刑を科する。

(免責規定)

第四十三条 この条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の青少年健全育成条例第二十二条第一項（同条例第二十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同条例第二十二条第一項に規定する図書類自動販売機等（以下「図書類自動販売機等」という。）又は同条例第二十七条に規定する特定がん具類自動販売機等（以下「特定がん具類自動販売機等」という。）を平成二十二年四月十六日以後に設置しようとするときについて適用し、同日前に図書類自動販売機等又は特定がん具類自動販売機等を設置しようとするときは、なお従前の例による。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

3 住民基本台帳法施行条例（平成十四年宮城県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二第七号中「特定がん具等自動販売機等」を「特定がん具類自動販売機等」に改める。

(犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例の一部改正)

4 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例（平成十八年宮城県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第二十九条各号」を「第三十条各号」に改める。